



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

- 教育委員会規則
- \*29 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 告示
- 1043 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の廃止 (長寿社会推進課)
- 1044 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 ( " )
- 1045 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の変更 ( " )
- 1046 " ( " )
- 1047 和歌山県就農促進方針 (就農促進課)
- 1048 保安林子定森林 (森林整備課)
- 1049 保安林の指定 ( " )
- 選挙管理委員会告示
- \*62 平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正
- 正誤
- 平成17年3月29日付け和歌山県報号外(3)中

### 教育委員会規則

#### 和歌山県教育委員会規則第29号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月5日

和歌山県教育委員会委員長 駒井 則彦

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

3 大 学 6 卒	(1) 学校教育法によるは歯学に関する学科し書に規定する学部の基本となる組織を相当の組織を含む。医学に関する学科(に限る。)の卒業 (2) 上記に相当するとる学歴免許等の資格
-----------	--

別表第3の表中

4 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による攻科の卒業 (2) 上記に相当するとる学歴免許等の資格
5 大 学 4 卒	(1) 学校教育法による業 (2) 気象大学校大学部に(に限る。)の卒業 (3) 海上保安大学校の (4) 上記に相当するとる学歴免許等の資格

大学の医学若しくは(同法第53条ただ以外の教育研究上置く場合における以下同じ。)又は獣修業年限6年のも

教育委員会が認め

4年制の大学の専  
教育委員会が認め

4年制の大学の卒  
(修業年限4年の卒業  
教育委員会が認め

3 専門職学位課程修了	学 職学
4 大 学 6 卒	(1) 学は歯し書の基相当医学の(2) 上る学
5 大学専攻科卒	(1) 学攻科(2) 上る学
6 大 学 4 卒	(1) 学業(2) 国(3) 気もの(4) 海(5) 上る学

校教育法による専門職大学院専門位課程の修了

校教育法による大学の医学若しくは学に関する学科(同法第53条ただに規定する学部以外の教育研究上本となる組織を置く場合におけるの組織を含む。以下同じ。)又は獣に関する学科(修業年限6年のも限る。)の卒業

記に相当すると教育委員会が認め歴免許等の資格

校教育法による4年制の大学の専の卒業

記に相当すると教育委員会が認め歴免許等の資格

校教育法による4年制の大学の卒

立看護大学校看護学部の卒業象大学校大学部(修業年限4年のに限る。)の卒業

上保安大学校本科の卒業記に相当すると教育委員会が認め歴免許等の資格

に改める。

別表第5の表中  

修士課程修了	18年	+	2年
--------	-----	---	----

  

+	4年	+	6年	+	9年
---	----	---	----	---	----

を  

修士課程修了	専門職学位課程修了
--------	-----------

  

18年	+	2年	+	4年	+	6年	+	9年
18年	+	2年	+	4年	+	6年	+	9年

に改める。  
別表第6中「修士課程修了」を「修士課程修了  
専門職学位課程修了」  
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

告 示

和歌山県告示第1043号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条及び同法第82条の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の廃止について次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第85条第2号の規定に基づき公示する。

平成17年7月5日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合に あっては、 主たる事務所 の所在地)	法人にあ っては、 代表者の 氏名	事業所の 名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	廃止 年月日
3070100627	有限会社青葉	和歌山市中之島1908	加森信和	あおばわかやま 介護センター	和歌山市中之島 1908	訪問入浴介護	平成 13.10.31
3070100627	有限会社青葉	和歌山市中之島1908	加森信和	あおばわかやま 介護センター	和歌山市中之島 1908	訪問介護	平成 14.1.31
3070103605	有限会社サクセスクリ エイティブ	和歌山市湊508	三木拓哉	有限会社サクセ スクリエイティ ブ	和歌山市湊508	福祉用具貸与	平成 17.4.30
3070104132	有限会社ケアホープ	那賀郡岩出町西国分515-2 -402	辰己眞理子	ひまわりヘルパ ーステーション	和歌山市園部 1026-13	訪問介護	平成 17.4.30
3070102276	株式会社ヤタヤ薬局	那賀郡岩出町吉田238-10	矢田成章	安心介護サービ ス	和歌山市榎原73 -1	訪問介護	平成 17.4.30
3071400505	株式会社オスカー	海南市重根831	岡本徹郎	オスカーケアセ ンター	海南市重根831	居宅介護支援 ・訪問介護 ・福祉用具貸 与	平成 17.4.30
3072100153	社会福祉法人川辺町社 会福祉協議会	日高郡日高川町土生160	玉置藤次	川辺町社会福祉 協議会	日高郡日高川町 土生160	訪問介護 ・訪問入浴	平成 17.5.1
3071600328	株式会社楠林電化セン ター	有田郡吉備町徳田185	楠林国昭	株式会社楠林電 化センター	有田郡吉備町徳 田185	福祉用具貸与	平成 17.5.1
3070104074	有限会社向日葵	和歌山市大谷34-1	辻信男	ひまわり福祉サ ービス高松事業 所	和歌山市西高松1 -3-13高松サン ケイビル2B	訪問介護	平成 17.5.31
3070103225	誠光堂株式会社	和歌山市築港6-9-10	谷関良昭	誠光堂株式会社	和歌山市築港6- 9-10	福祉用具貸与	平成 17.5.31
3011410283	医療法人さくら会	海南市名高140-1	西願誠二	医療法人さくら 会さくらクリニ ック	海南市名高140-1	通所リハビリ テーション	平成 17.6.1

和歌山県告示第1044号 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1				号の規定に基づき公示する。 平成17年7月5日 和歌山県知事 木村良樹			
指定事業者番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合に あっては、 主たる事務所 の所在地)	法人にあ っては、 代表者の 氏名	事業所 の名称	事業所 の所在地	サービスの 種類	指 定 年 月 日
3072100153	社会福祉法人日高川町 社会福祉協議会	日高郡日高川町大字土生 160	玉置藤次	日高川町社会福祉 協議会川辺事業所	日高郡日高川 町大字土生160	訪問介護 ・訪問入浴介 護	平成 17.5.2

和歌山県告示第1045号  
介護保険法(平成9年法律第123号)第75条及び第82条の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第85条第2号の規定に基づき公示する。  
平成17年7月5日  
和歌山県知事 木村良樹

事業所の名称		変更 年月日
新	旧	
稲穂会病院	稲田クリニック	平成 17.4.1
ケアプランセンター紀和	紀和病院在宅介護支援センター	平成 17.5.1

和歌山県告示第1046号  
介護保険法(平成9年法律第123号)第75条及び第82条の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第85条第2号の規定に基づき公示する。  
平成17年7月5日  
和歌山県知事 木村良樹

事業所の名称 (変更があった サービス種類)	事業所の所在地		変 更 年 月 日
	新	旧	
なつなケアプラン センター(居宅介護 支援)	和歌山市栄谷263 -14	和歌山市西紺屋 町2-30プレジ ールセキエイ303号	平成 17.4.15
株式会社しるば あはっぴい(居宅介護 支援、訪問介護)	和歌山市道場町7	和歌山市杭ノ瀬 271-3	平成 17.5.1
誠光堂株式会社(福 祉用具貸与)	和歌山市築港6- 9-10	和歌山市西浜865 -4	平成 17.5.2

和歌山県告示第1047号  
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第3条第4項の規定により、和歌山県就農促進方針を次のように定める。

平成17年7月5日  
和歌山県知事 木村良樹  
和歌山県就農促進方針

本県における農業・農村をめぐる情勢は、国際化の進展とともに、青年農業者や農家数の減少、中山間地域の過疎化等が一段と厳しさを増している。その中で農業内外からの新規就農者、特に企業の経営体に発展する可能性の高い新規就農者の確保が不可欠となっている。このため、将来に渡って効率的かつ安定的に担い手の育成を図り、もって農村地域の活性化に資するため、就農促進方針を定める。

1 青年等の就農促進に関する基本的な方向

(1) 青年等の就農者の確保の考え方

ア 青年

本県における青年(15歳以上40歳未満の者をいう。)の新規就農者数は、昭和60年前後から減少を続け、年間40名前後まで落ち込んだが、平成6年頃から増加に転じ、最近5年間は80名前後で推移している。地域別にみると、安定した農業経営が営まれている有田地域、日高地域及び田辺市で全体の75%前後を占めており、地域による格差が広がっている。

また、最近の就農実態は、他産業からの離職就農者や農家子弟以外の新規就農者の増加及び農業法人等への就農希望者の増加といった就農ルートの多様化がみられる。

今後、本県において安定した農業を保持していくためには、地域農業の先進的役割を果たす主業農家10,000戸の確保が必要である。このため農業従事年数を40年とした場合、年間250人の新規就農者の確保及び育成を目標とし、青年農業者はそのうち180人とする。

イ 中高年齢者

本県における青年以外の中高年齢者(40歳以上65歳未満の者をいう。)の新規就農者数は、増加傾向にあり、最近3年間は25名前後で推移している。その内訳は、8割以上が農業を実家とするUターン者で占められているが、他産業からの離職就農者や定年帰農者も

増加傾向にある。

今後は、農村地域の活性化を推進する上でも異なった農業経営感覚を有する者の新規参入が重要であり、年間70人の中高年齢者の新規就農者の確保及び育成を目標とする。

このため、中高年齢者がスムーズに就農できるような施策の活用を推進する。

## (2) 就農促進の推進方策

県は、市町村、農業関係機関・団体等と緊密な連携のもと、次の事項を中心に就農促進対策を推進する。

- ア 農地の確保と農業生産基盤及び生活環境の整備
- イ 経営感覚に優れた経営体の育成
- ウ 新規就農者確保のための啓発活動
- エ 就農希望青年等に対する就農相談、研修、資金の貸付け
- オ 新規就農者に対する経営発展のための支援
- カ 青年農業者等組織活動に対する支援

## (3) 経営体を担うべき青年農業者等の能力及び資質

本県農業を担う青年農業者等には、急速な農業技術革新やIT社会への技術対応、また経営感覚、豊かな人間性などが求められており、次の能力及び資質を備えた青年農業者等が期待されている。

- ア 高度技術対応能力
 

情報の収集に努め、新技術の導入に積極的に挑戦し、想像力、決断力、実行力を有すること。
- イ 企業的経営者能力
 

経営実態を的確に把握し、常に経営発展のための経営管理・運営を記帳に基づき実践できること。
- ウ 地域・集団をリードできる能力
 

地域社会や各集団との連帯意識と協調性に富み、組織化能力を有し、地域活性化のためのリーダーシップを発揮できること。
- エ 魅力ある人間性
 

幅広い教養力と自立心を有し、地域からの信頼が厚く、明るく健康的で、ゆとりある農業と生活を実現できること。

## 2 就農支援資金の貸付その他の就農促進を図るための措置

### (1) 就農計画認定制度の考え方

効率的かつ安定的な農業経営の担い手となるにふさわしい青年等の就農を促進するため、知事が就農計画を認定した者(以下「認定就農者」という。)及び新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者であって、知事が就農計画を認定したもの(以下「認定農業者」という。)に対して重点的に就農支援措置を講ず

る。

### (2) 就農計画の認定基準

#### ア 認定就農者の要件

認定就農者は、次の各号のいずれかに該当し、和歌山県就農計画認定要領(平成7年制定。以下「要領」という。)で定める認定基準を満たした者とする。

(ア) 農業経営の担い手として発展可能性のある青年で、就農計画の認定申請時において15歳以上40歳未満であること。

(イ) 青年以外の者で、近代的な農業経営の確立を図るために活用できる知識及び技能を有する者(農林水産省令で定めるもの)であって、就農計画の認定申請時において40歳以上65歳未満であること。

#### イ 認定農業者の要件

認定農業者は、次の各号のいずれにも該当し、要領で定める認定基準を満たした者とする。

(ア) 新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者であること。

(イ) 当該青年等を地域農業の担い手として育てようとする者であること。

なお、青年等の要件は、認定就農者の要件に準ずるものとする。

#### ウ 国内の研修先並びに海外研修及び普及指導員等による研修の基準

別表に定める「農業の技術又は経営方法を習得するための国内の研修先並びに海外研修及び指導研修の基準」に該当するものであること。

### (3) 就農計画の申請

認定申請者は、要領に定める諸手続により就農計画を提出する。

### (4) 就農計画の認定

知事は、認定申請者から提出された就農計画をこの就農促進方針に即して審査し、適当と思われる者に対して就農計画を認定する。

### (5) 就農支援資金の貸付け

青年農業者等を確保するため、認定就農者及び認定農業者に対し、新規就農者として必要な技術及び能力を習得するための研修を受け、又は受けさせるのに必要な資金(就農研修資金)及び就農予定地における事前調査、住居の移転などの就農の準備又は就業させるのに必要な事前活動に必要な資金(就農準備資金)を無利子で貸付ける。認定就農者に対しては機械の購入、施設の整備など農業経営開始に必要な資金(就農施設等資金)を無利

子で貸付ける。また、貸付けに関する手続は、財団法人和歌山県農業公社（以下「農業公社」という。）等融資機関が別途定める。

(6) その他就農を促進するための措置

ア 就農啓発

(ア) 農業高校、農業大学校及び就農支援センターとの連携による就農希望者の把握と相談活動

(イ) 就農開始に伴う技術の習得及び資金に関する情報の提供と相談活動

(ウ) 農業会議との連携による農用地に関する情報の提供

(エ) インターネット等情報通信手段を利用した就農啓発活動

(オ) 関係機関・団体との連携による就農関連情報の交換

イ 農業及び経営技術研修の実施

(ア) 農業大学校における就農希望者に対する教育

(イ) 農業大学校における教育施設の整備及び研修制度の充実

(ウ) 就農支援センターにおける就農希望者に対する各種研修の実施

(エ) 社団法人国際農業者交流協会が実施する海外長期研修の活用

(オ) 社団法人全国農村青少年教育振興会が実施する先進農家留学研修事業の活用

ウ 資金の援助

認定就農者が農業経営を開始するに当たって、多様な資金需要に対応するため、農業改良資金、農業近代化資金、経営体育成強化資金（農林漁業金融公庫資金）などの制度資金の特例の斡旋

3 青年等の就農促進に関する業務を行う団体及び関係機関の相互の連携に関する事項

(1) 青年農業者等育成センターの設置

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第5条に定める都道府県青年農業者等育成センター（以下「育成センター」という。）を農業公社内に設置する。

(2) 支援体制の整備方針

県就農促進課、振興局農林水産振興部、就農支援センター、育成センター、農業大学校、農業会議、市町村、農業委員会及び農業協同組合は、必要な情報を交換し、効率的な支援体制の整備を行うとともに、相互に協力して青年等の就農促進を図る。

(3) 和歌山県新規就農者総合融資制度推進協議会の設置

認定就農者の就農計画の達成が図られるよう、資金利用計画の作成についての助言・指導、就農施設等資金など経営開始に係る各種資金の斡旋、資金利用計画の協議及び承認を行う和歌山県新規就農者総合融資制度推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(4) 関係機関・団体の役割分担

ア 県就農促進課

農業・農村の担い手の確保・育成に関する施策体系を確立し、総合的な施策展開を図るとともに、関係機関との連携・調整を行う。また、推進協議会の事務局を司り、その運営に当たる。

イ 振興局農林水産振興部

就農促進の啓発、学校教育との連携、各種研修を実施、新規就農に関する情報の提供・相談活動を行うとともに、青年農業者等組織活動の支援を行う。また、新規就農者に対して、経営が安定するまで個別指導を行う。

ウ 就農支援センター

就農希望者に対する就農相談や農業体験研修、技術習得研修、農家実践研修等を行い、県内での安定的な就農を支援する。

エ 育成センター（農業公社）

就農希望者に対する就農相談、就農支援資金の貸付け、就農促進のための調査、広報等の就農支援活動を行うとともに、農地保有合理化事業の活用を図る。

オ 農業大学校

就農希望者のニーズに応じた体系的な研修教育を行う。

カ 農業会議

就農希望者の円滑な就農を図るため、農業委員会と連携のもと、就農に必要な農用地に関する情報収集と提供を行うとともに、就農希望者に対する相談業務を行う。

キ 市町村

市町村段階における就農促進に関する企画・統合調整を行う。

ク 農業委員会

就農希望者に対して農用地に関する情報の収集と提供を行う。

ケ 農業協同組合

振興局農林水産振興部との連携のもと、技術、流通等の指導を行う。

また、就農支援資金のうち就農施設等資金の貸付けを行うとともに、それに至るまでの一連の相談業務を

行う。

コ 農業信用基金協会

経営開始時に必要な就農施設等の資金を円滑に融通するため、債務保証を行う。

(5) 就農関係情報の収集・提供システムの整備

就農希望者に対する就農関係(技術・資金・農地・住宅・研修先等)の情報提供及び相談を円滑に行うため、県段階においては、農業公社と農業会議の機能を集約した新規就農相談センターを整備し、関連機関との連携に努め、相

別表

農業の技術又は経営方法を修得するための国内の研修先並びに海外研修及び指導研修の基準

区 分	研 修 先 及 び 基 準	研修期間
1 研修教育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山県農業大学校</li> <li>都道府県農業大学校</li> <li>都道府県農業試験研究機関</li> <li>独立行政法人農業者大学校</li> <li>独立行政法人試験研究機関</li> <li>1年以上の実務的な研修を行っている独立行政法人及び各都道府県農業研究機関等研修教育施設</li> <li>1年以上の研修教育課程を設け、農業者養成のための実践的な農業教育を行っている民間団体が運営している農業者教育施設(鯉淵学園、日本農業実践学園、ハヶ岳中央農業実践大学校等)</li> <li>実践的な研修を行っている農業に関する正規の課程を有する学校教育法による大学</li> <li>その他農業の技術又は経営方法の修得のため、実践的な研修教育がおおむね1年以上にわたって行われているものとして知事が認める研修教育施設</li> </ul>	原則 在学期間 又は 研修期間
2 国内の研修先	<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山県農業士</li> <li>農村青少年の育成に指導的な役割を果たしているものとして都道府県知事が認定している指導農業士</li> <li>社団法人全国農村青少年教育振興会の研修受入れ農家に登録されている農家及び組織経営体</li> <li>保有する農地、施設等を利用して農業の技術又は経営方法を修得するための研修を行う農地合理化法人及び農業協同組合</li> <li>その他優れた農業経営を行い、農業青年等の受入れ体制が整っているものとして知事が認める農家及び組織経営体</li> <li>和歌山県農林水産総合技術センター</li> <li>研修教育施設を有していない各都道府県農業研究機関等</li> </ul>	原則 2年以内
3 海外の研修先	<ul style="list-style-type: none"> <li>社団法人国際農業者交流協会が実施する海外研修派遣先は次のとおりとする。 アメリカ合衆国、ドイツ、オランダ、デンマーク、スイス等</li> <li>その他研修の受入れ及び研修指導体制が整っており、効率的な研修が受けられると知事が認める海外研修</li> </ul>	原則 2年以内
4 指導研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の就農研修を行い難い青年(15歳以上40歳未満)のみを対象とする。</li> <li>振興局農林水産振興部の指導を受けて作成した研修カリキュラムに従い、普及指導員、農業協同組合の営農指導員、指導農業士等による指導を受けて行う研修を対象とする。</li> </ul>	おおむね 1年

※研修期間は、1~4の研修合わせて原則最大4年とする。

和歌山県告示第1048号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年7月5日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡印南町大字川又字唐尾486の1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

互の情報交換を促進する。

また、農家又は農業法人への就農を促進するため、厚生労働省都道府県労働局及び公共職業安定所と十分な連携を図るものとする。

4 その他

その他必要な事項は、別途定める。

る標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1049号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年7月5日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林の所在場所 田辺市伏菟野字熊野川632の6、632の7

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**選挙管理委員会**

和歌山県選挙管理委員会告示第62号

平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年7月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

表中	「	新宮市春日1の35	」	新宮市地域職業訓練センター
		新宮市相賀419		新宮市相賀集会所

練センター	を	「	新宮市春日1の35	」
-------	---	---	-----------	---

「	新宮市地域職業訓練センター	」	に改める。
---	---------------	---	-------

**正 誤**

正 誤

平成17年3月29日付け和歌山県報号外(3)中2ページ目は誤りにつき、次のように訂正する。

